

開かれた学校づくり委員会事業交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、開かれた学校づくり委員会（以下「委員会」という。）の事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県教育委員会補助金等交付規則（昭和37年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、各県立学校の委員会に対し、開かれた学校づくり委員会事業交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付事業)

第2条 交付金の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、開かれた学校づくり委員会設置要綱第2条各号に規定する委員会の役割を果たすための活動とする。

(交付額)

第3条 交付金の額は、教育委員会が予算の範囲内で定める額とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により交付金の交付を申請しようとするときは、教育委員会が定める期日までに、開かれた学校づくり委員会事業交付金交付申請書（別記第1号様式）1部を教育委員会に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

- 一 交付事業の内容又は交付事業に要する経費を変更する場合には、教育委員会の承認を受けること。ただし、交付金対象経費の20パーセント以内の変更等、軽微な変更はこの限りではない。
- 二 交付事業を中止する場合には、教育委員会の承認を受けること。
- 三 交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他、教育委員会が必要と認める条件

(承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、開かれた学校づくり委員会事業変更（中止）承認申請書（別記第2号様式）1部を教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、交付事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、開かれた学校づくり委員会事業実績報告書（別記第3号様式）1部を教育委員会に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により交付金の交付を請求しようとするときは、開かれた学校づくり委員会事業交付金交付請求書（別記第4号様式）1部を教育委員会に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条第2項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、開かれた学校づくり委員会事業交付金概算払請求書（別記第5号様式）1部を教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。